

職員倫理綱領及び職員行動規範

はじめに

すぎな会で働く私たち職員は、「障害を持つ個人が尊厳を持って、その人らしい自立した生活が送れるように支える。」という福祉の理念を遵守するという決意を、明確にする責務があると考えます。その立場に立って、以下のとおり「職員倫理綱領」と「職員行動規範」によって、私たちの基本的な姿勢を明らかにすることにします

職員倫理綱領

(個人の尊厳の尊重)

第1条 私たちは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その経験や個性を大切にし、安心と誇りを持って暮らせるように支援します。

(自己選択・自己決定の尊重)

第2条 私たちは、利用者中心のサービスの提供に努め、利用者自らの選択・決定を尊重することを基本に支援します。また、そのための情報を積極的に提供し、十分な説明と同意を得ることに努めます。

(プライバシーの保護)

第3条 私たちは、利用者一人ひとりのプライバシーを守り、秘密保持と私的空間の確保に配慮します。

(財産権の尊重)

第4条 私たちは、利用者の年金・貯蓄等の財産を守り、それらの権利が侵されることなく、本人が希望するような支出が行われるよう支援します。

(職員の専門性)

第5条 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、日々研鑽に努めます。

(サービスの点検)

第6条 私たちは、提供しているサービスが適切かどうかを常に点検し、改善に努めます。また、利用者の苦情や第三者の評価に対しては、誠意をもって対処します。

(家族との関係)

第7条 私たちは、利用者の支援方針について家族と協議し、家族と職員の相互理解のもとに支援するように努めます。また、家族の人権・プライバシーの保護に配慮します。

(地域社会との関係)

第8条 私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域に積極的に参加するように努め、利用者が地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。

職員行動規範

1 個人の尊厳の尊重

- (1) 体罰・暴力はもちろんのこと、暴言・威圧・無視などの態度はとりません。
- (2) 利用者の呼称は、“さん”付けをします。職員が利用者から“先生”と呼ばれた場合は、名前でもらうように説明します。
- (3) 利用者一人ひとりが、安心や自信・誇りをもって暮らせるよう、励ましや配慮ある言葉掛けをします。
- (4) 利用者から要望や訴えがあった場合は、すぐ対応するように努めます。また、すぐに応じられない場合は、その理由と、いつまで待てばよいか等について具体的に説明します。
- (5) 施設サービスの利用に関しては、十分に説明をし同意を得ます。
- (6) 利用者個人の生活背景等を理解し、その意思や希望を尊重し、実現できるよう支援します。
- (7) 日常生活にかかわる日課・外出・行事・通院・服薬等の情報は分かりやすく説明します。
- (8) 利用者の自主的な活動を積極的に支援します。

2 プライバシーの保護

- (1) 個人の情報については守秘義務を守り、記録の管理に配慮します。また、他利用者のいるところでは、利用者個人にかかわる話はしません。
- (2) 居室に入るとき・日常生活動作の介助・私物の確認・施設見学者の案内等の場合は、必ず利用者の了解をとります。

3 財産権の尊重

- (1) 利用者の預り金や所持品の管理については、事故のないように努めます。
- (2) 預り金は利用者の意志に沿って使われるように努めます。
- (3) 利用者の所持品を廃棄するときは、利用者の了承を得ます。

4 職員の専門性

- (1) 支援者としての自覚を持ち、研修や自己啓発を通して、その資質の向上に努めます。
- (2) それぞれの相互点検や協力を通して、組織の一員としての自覚を持ち、チー

ムワークの向上に努めます。

- (3) 関係機関・団体などと連携し、地域福祉の向上に努めます。
- (4) 職員の好みや価値観を押し付けず、利用者の意思や考えを大切にします。

5 サービスの点検

- (1) サービスの効果や効率について常に点検し、その改善・向上に努めます。
- (2) 利用者への対応が不適切であったり、倫理綱領及び行動規範に違反すると認められるような場合は、職員相互に指摘しあい是正します。
- (3) 第三者の評価を受けて、サービスの点検に役立てます。

6 家族との関係

- (1) 家族との相互理解のもとで、利用者主体の支援に努めます。
- (2) 家族との情報交換に心掛け、より良い利用者支援及び家族支援を目指します。

7 地域社会との関係

- (1) 地域の一員として、地域の方への挨拶や、地域行事への参加を心がけ、地域との関わりを深めます。
- (2) 利用者が、社会の一員として生活できるよう、様々な社会参加を積極的に進めていきます。
- (3) 公的サービスやその他の社会資源の利用に関する情報を提供し、利用者が活用できるように支援します。
- (4) 利用者が、地域の理解を得て協力してもらえよう、地域との調整などに努めます。

8 その他

- (1) 職員として、対人援助にふさわしい言動・身だしなみに心掛けます。
- (2) 職員に落ち度がある場合は、速やかに謝罪し改善します。
- (3) 職員の私的な都合や利益のために、利用者を利用することがないようにします。
- (4) 勤務中は、職員同士で集まり雑談するなど、業務以外の行動はしません。

以上

平成14年 3月 9日 策定